

2011年2月22日

『医療経営士テキスト』お詫びと訂正

『医療経営士テキスト』をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。  
 『医療経営士テキスト』におきまして、誤りがございました。  
 謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり、訂正させていただきます。

日本医療企画

	正	誤
初級3巻 p15、上から8行目	10人以上の入所施設を有してはならない	10人以上の入所施設を有するもの
初級3巻 p15、下から9行目小見出し	(3)特定機能病院(第4条の2)	(3)特定機能病院(第5条)
初級4巻 p7、表3下から6行目	事務系の資格	医事・診療補助系の資格
初級4巻 p7、表3の下(事務系の資格)に追加	診療情報管理士 民間資格 医療情報技師 民間資格 ITパスポート試験 国家資格 簿記検定試験 公的資格	
初級4巻 p8、上から1行目～5行目(原稿差し替え)	・事務系の資格 事務系の資格は、民間資格を中心として構成されている。現場の事務における資格は、診療情報管理士や医療事務に関する資格が存在する。また、ビジネスやコンピュータ系の資格としてITパスポート、医療系ITの資格として医療情報技師がある。	・医事関係の資格 医事スタッフについては、関連の協会や企業がつくったさまざまな民間資格がある。医療事務の全般的な知識を問うメディカルクラークや医療事務管理士の他、医療事務に必要とされるコンピュータ技能、診療報酬請求業務、診療録や診療情報の管理に関する資格などである。
初級4巻 p15、上から1行目	再診料は診療所、病院とも69点である。	再診料は診療所(71点)と病院(57点)で区分されている。
初級4巻 p15、表5下から2行目	15:1 934点	15:1 954点
初級4巻 p47、上から10行目～11行目	100床以上の病院は、栄養士を1人以上配置しなくてはならないとされている(医療法施行規則第19条の6)。特定機能病院および300床以上の病院においては、管理栄養士を1人以上配置しなくてはならないとされている(医療法施行規則第22条の2第5号および健康増進法第21条の1)。	100床以上の病院は、管理栄養士を1人以上配置しなくてはならないとされている。
初級5巻 p66、上から2行目	レントゲンのX線発見(1895年)の	レントゲンのX線発見(1985年)の
初級6巻 p2、図1凡例	線グラフ = 対国民所得費 棒グラフ = 国民医療費	線グラフ = 国民医療費 棒グラフ = 対国民所得費

初級7巻 p10、図1-3の中央 (患者サービスの質)	低  高	高  低
中級【一般講座】1巻 p95、下から7行目小 見出し	1 電子カルテ (HER: <u>Health Electronic Record</u> ) と地域医療連携	1 電子カルテ (HER: <u>Electronic Health Record</u> ) と地域医療連携
中級【一般講座】7巻 p55、上から2行目	診療録管理体制加算は <u>2000(平成12)</u> 年に設けられ、	診療録管理体制加算は <u>2006(平成18)</u> 年に設けられ、
中級【一般講座】10巻 p11、上から6行目	~ 関係では民法 <u>717</u> 条に定める	~ 関係では民法 <u>71</u> 条に定める
中級【一般講座】10巻 p40、下から2行目	どのような <u>事由</u> がこれにあたるのか~	どのような <u>自由</u> がこれにあたるのか~